

別冊 1

みえ県民力ビジョン
第二次行動計画
(仮称)
《中間案》

環境生活部関係
抜粋分

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案 環境生活部関係抜粋分」

(目次)

| | 政策 | 施策 | 別冊1 の頁 |
|--------|------------------------|--------------------------------------|-----------|
| I 「守る」 | 4 暮らしの安全を 守る | 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす 安全なまちづくり | 2 |
| | | 143 消費生活の安全の確保 | 4 |
| | 5 環境を守る | 151 地球温暖化対策の推進 | 6 |
| | | 152 廃棄物総合対策の推進 | 8 |
| | | 154 大気・水環境の保全 | 10 |
| | | | |
| | 1 人権の尊重と多様 性を認め合う社会 | 211 人権が尊重される社会づくり | 14 |
| | | 212 地域の活力を高める女性活躍の推進 | 16 |
| | | 213 多文化共生社会づくり | 18 |
| | 2 学びの充実 | 228 文化と生涯学習の振興 | 20 |
| | 5 地域の活力の向上 | 255 協創のネットワークづくり | 22 |

※他部局が主担当である施策（一部の基本事業が環境生活部が主担当）

| | | | |
|-----|---------|----------------------|----|
| I | 1 防災・減災 | 111 災害から地域を守る人づくり | 24 |
| III | 2 学びの充実 | 226 地域に開かれ信頼される学校づくり | 26 |

施策 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成26(2014)年は約11,000人（1日あたり約30人）の方が死傷し、10万人あたりの死者数は全国ワースト3位と、県民の皆さんのが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくならない現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、交通安全意識の高揚や交通安全対策の推進により、交通事故が減少していることが必要です。そのため、さまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進します。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、防犯等の他部門とも連携した交通事故から県民を守る取組を推進します。
- 飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着のための飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発と再発防止のための飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

| 県民指標 | | | |
|--|--------------------|--------|---|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 交通事故死者数 | | | 交通事故発生から24時間以内の死者数 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 四季の交通安全運動などの取組により、広報・啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、交通弱者の交通事故防止対策などを重点的に推進します。 | 交通事故死傷者数 | | 【目標項目の説明】 交通事故による死者数と負傷者数の合計 |
| 14202 飲酒運転〇（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携し、教育・啓発活動を推進します。 また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務等の取組により再発防止を図ります。 | 高齢者交通事故死者数 | | 【目標項目の説明】 交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の数 |
| 14203 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部) 歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう信号制御機の更新をはじめとした交通安全施設を整備します。 | 飲酒運転事故件数 | | 【目標項目の説明】 飲酒運転が関係する人身事故発生件数 |
| 14204 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部) 飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや広報啓発活動を推進します。 | 老朽化した信号制御機の更新数（累計） | | 【目標項目の説明】 歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数 |
| | 運転者のシートベルト着用率 | | 【目標項目の説明】 一般道における運転者のシートベルト着用率 |

施策 143 消費生活の安全の確保

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、IT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると見込まれます。
- 国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- 安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- 安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが企業の発展にも不可欠なものとなっています。

新しい豊かさ・協創の視点

消費者、事業者、教育機関、福祉機関、県・市町等さまざまな主体が、消費生活の安全を支え合う意識を醸成することで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。また、自らの消費活動が、将来の世代にわたって国内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを理解した、公正かつ持続可能な社会の形成にも寄与する、自主的かつ合理的な消費活動を促します。

取組方向

- さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を生かし、消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、「消費者啓発地域リーダー」、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。
- 消費者出前講座、青少年育成講座、お金に関する金融講座等を実施するとともに、学校や大学等の教育機関と連携して消費者教育に取り組むことにより、消費者トラブルの未然防止や自主的かつ合理的な消費活動の実現を図ります。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的な相談対応を行うとともに、新たな消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による市町相談体制の充実への支援・助言を行います。
- 商品・役務の適正な表示、安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の改正等もふまえ、関係部局、市町、警察ほか関係機関、近隣府県等と連携して事業者指導・啓発を行います。

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんとの自主的な取組が広がっています。

| 県民指標 | | | |
|--|---|--------|---|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合 | | | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用するとした人の割合 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) | | 目標項目 | 現状値 |
| 「みえ・くらしのネットワーク」を生かした啓発を行うとともに、消費者出前講座等の開催や啓発情報の提供に取り組みます。また、地域リーダーを支援するとともに、市町、福祉機関、老人クラブ等に働きかけ、地域での啓発活動を促します。 | 消費生活講座等で必要な知識が得られたとする人の割合 | | |
| | 〔目標項目の説明〕 出前講座等でのアンケートで、消費者トラブルに遭わなかったために必要な知識が得られた（内容を理解できた）と回答した受講者の割合 | | |
| 14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 県消費生活センターの専門性を確保し、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内の相談体制の充実を支援します。また、適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行います。 | 消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合 | | |
| | 〔目標項目の説明〕 消費生活相談において、県消費生活センターが斡旋を行った事案のうち消費者トラブルが解決した割合 | | |

施策 15.1 地球温暖化対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

現状と課題

- 三重県域における平成24(2012)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成2(1990)年度)に比べると6.9%増(森林吸収量を含む)と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が56%、運輸部門が15%と排出量の大部分を占める一方、伸び率(1990年度比)では、民生業務部門(オフィス、店舗等)が102%、民生家庭部門が25%と大きな伸びを示しています。
- 県民、事業者等において、個々に地球温暖化対策の取組が進められているものの、連携した地域の低炭素なまちづくりといったものとはなっていません。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされ、県民の皆さんや事業者に省エネルギーの意識が高まりつつあるものの、必ずしも県域の二酸化炭素排出削減につながっていない状況にあります。
- 世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、温暖化の影響と思われる変化が現れています。
- 今後の環境行動の定着を図るために、子どもたちへの環境教育が重要です。

新しい豊かさ・協創の視点

地球温暖化による影響がすでに身近に起こりつつあり、さまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。

地域の特性を生かした再生可能エネルギー等の導入や技術革新によって、地域が活性化した豊かな低炭素社会づくりを進めます。

取組方向

- 「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を総合的に推進していきます。
- 地域が一体となって電気自動車等を活用するなど、低炭素なまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 県民の皆さんや事業者に対しては、県や地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの利用等によるエネルギー使用量の削減を進めます。
- 気候変動の影響や地球温暖化対策(緩和策・適応策)について、県民や事業者に情報提供していきます。
- 三重県環境学習情報センターを拠点に環境教育を推進していきます。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自立的な取組が進んでいます。
また、県民、事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

| 県民指標 | | | |
|--|-----|-------------------------------------|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 | | | 家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。 | | 大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 | |
| 15102 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりの推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 市町とともに進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学んだり、情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組を進めます。 | | 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりに取り組む市町の数 | |
| 15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 気候変動の影響や地球温暖化の問題について情報提供を行い、県民や事業者の取組を促進します。 | | 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 | |
| 15104 環境教育の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 県環境学習情報センターを活用した講座やイベントの開催などにより、子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。 | | 環境教育講座等参加者の満足度 | |

施策 152 廃棄物総合対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

現状と課題

- 県民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にありますが、引き続き「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されました。排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

廃棄物の適正処理の体制整備により安全・安心を確保し、発生抑制や質の高い循環利用を推進することで低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつながる循環型社会を構築していく必要があります。そのため、県民、事業者、行政などさまざまな主体が地域特性や資源の性質に応じた最適な規模の循環の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

取組方向

- ごみの発生・排出抑制や循環利用を推進することにより、最終処分される廃棄物を極力抑制し、レアメタルや未利用エネルギーの回収・活用など、循環の質を高めるための取組を進めます。また、 RDF焼却・発電事業の安全で安定した運用を図るとともに、将来にわたって一般廃棄物の適正処理がなされるよう市町との連携に努めます。
- 産業廃棄物が貴重な資源として一層有効活用されることをめざし、排出事業者や処理業者の3Rの取組を促進します。
- 電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。
- 不適正処理4事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域での廃棄物の質の高い循環利用を図ることにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

| 県民指標 | | | |
|--|-----|---|-----------------------|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 廃棄物の最終処分量 | | | 最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 15201 ごみゼロ社会の実現 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。 | | 1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量) | |
| | | 【目標項目の説明】 一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値 | |
| 15202 産業廃棄物の3Rの推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。 | | 産業廃棄物の再生利用率 | |
| | | 【目標項目の説明】 産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合 | |
| 15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課) 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。 | | 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 | |
| | | 【目標項目の説明】 不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合 | |
| 15204 不適正処理の是正措置の推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT) 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案について、行政代執行による是正措置を実施し、着実に環境修復を行います。 | | 不適正処理4事案にかかる行政代執行による是正措置の進捗率 | |
| | | 【目標項目の説明】 不適正処理4事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合 | |

施策 154 大気・水環境の保全

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{注)1}やPM2.5^{注)2}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD^{注)3}）の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD^{注)4}）の達成率が50%前後で推移しており、また、伊勢湾においては赤潮や貧酸素水塊が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について汚濁負荷の削減等による水質改善が求められています。
- 自動車排出ガスの影響により、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれがあります。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大と活性化が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境のなかで、豊かで魅力ある地域づくりを進めるには、大気環境と水環境が保全されている必要があります。県民の皆さんのが安全・安心で豊かな生活を営むためには、身の周りの環境が良好な状態である必要があります。このため、工場・事業場に対して、法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進します。

地域の美しい自然の魅力を磨き上げるためにには、人と人とのつながりを深め、環境を守ろうとする意識を醸成する必要があります。さまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

取組方向

- 光化学スモッグやPM2.5による被害を未然に防止するため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組みます。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷の削減に取り組みます。
- NOx・PM法^{注)5}に係る自動車環境対策については、事業者や関係団体の協力を得ながら大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めるとともに、大気汚染物質濃度を注視し、必要な対策を実施します。
- 生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して、下水道、浄化槽、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が行われるよう地域の実情に応じた適切な手法による整備を進めます。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。
- 伊勢湾の汚濁のメカニズムなどを解明するため、大学等研究機関と連携して調査・研究を推進します。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

| 県民指標 | | | |
|--|-----------------------------|--------|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率 | | | 大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注)6} |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 15401 大気・水環境への負荷の削減 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 大気、水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導します。また、大気環境、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い適合状況を確認します。 | 大気・水質の排出基準適合率 | | 【目標項目の説明】 工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合 |
| 15402 自動車環境対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めます。国の大気汚染物質濃度の評価手法をふまえ、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進行管理に関する調査を実施し対策につなげます。 | N O x・P M 法対策地域全体の大気環境基準達成率 | | 【目標項目の説明】 N O x・P M 法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合（面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。） |
| 15403 生活排水対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係機関と連携し、下水道・集落排水施設等について計画的・効率的な整備を行い、浄化槽については補助制度により施設整備を促進します。 | 生活排水処理施設の整備率 | | 【目標項目の説明】 下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合 |
| 15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。 | 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 | | 【目標項目の説明】 「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数 |

| | |
|---|--|
| <p>15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>光化学スモッグや PM2.5 などの大気環境、伊勢湾再生などの水環境に関する調査研究を行い成果を公表します。</p> | <p>大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数</p> <p>【目標項目の説明】 大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数</p> |
|---|--|

- 注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 2 PM2.5：微小粒子状物質。大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
- 注) 3 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 4 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 5 NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 6 目標項目：大気環境測定地点(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)、河川域(BOD)、海域(COD)

施策 211 人権が尊重される社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民一人ひとりが、人権に関する知識や情報を習得し、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、より多くの県民の皆さんに参加してもらう必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民が個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重できる人権意識を定着させる必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、さまざまな主体の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 国や企業、NPO等の団体等さまざまな主体と連携し、多様な手段や機会を活用して効果的な人権啓発活動を推進するとともに、教育活動全体を通じた人権教育を行うことにより、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。
- 県民の皆さんからの人権に関する相談に適切に対応できるように、各相談機関の相談員の資質向上に取り組むとともに、相談機関相互の連携を強化し、身近で気軽に相談できる支援体制の整備に取り組みます。
- 同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者等の人権に関する課題の解決に向けて取り組むとともに、近年顕在化している性的マイノリティの人びと等の人権課題について、社会の動向等を的確にとらえ、対応を進めていきます。

平成31年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

| 県民指標 | | | |
|--|-----|---|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 | | | 県民意識調査により、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：環境生活部人権課) 住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体の人権尊重の視点をベースにした活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。 | | 目標項目 | 現状値 |
| | | 地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数（累計） | |
| | | 【目標項目の説明】 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数（累計） | |
| 21102 人権啓発の推進 (主担当：環境生活部人権課) 多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民の大権に関する理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について、自分の問題としてとらえてもらえるような効果的な啓発に取り組みます。また、地域の実情に応じた人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。 | | 人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度 | |
| | | 【目標項目の説明】 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって人権に関する理解が深まったと回答した参加者の割合 | |
| 21103 人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育課) 教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成の支援等を行い、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。 | | 人権教育カリキュラムを作成している学校の割合 | |
| | | 【目標項目の説明】 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合 | |
| 21104 人権擁護の推進 (主担当：環境生活部人権課) 人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを広げて、連携を強化します。 また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、インターネットの適正利用について啓発を進めます。 | | 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度 | |
| | | 【目標項目の説明】 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながったと回答した参加者の割合 | |

施策212 地域の活力を高める女性活躍の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

現状と課題

- 人口が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできましたが、指導的地位に占める女性の割合は少なく未だ不十分です。また、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなどの状況にあることから、政策・方針決定過程への積極的な女性参画や男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 地域や働く場における女性の参画は十分ではなく、市町等と連携して一層の働きかけや支援等を通じて、意識の醸成や女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{注1}等の相談件数が増加傾向にあることなどから、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

あらゆる分野における女性の参画は、女性だけでなく、社会システムをより豊かに変革し、地域の活力を高めることにつながります。そのため、新たに女性活躍の視点を加え、参画をベースとした活躍をめざし取組を進めていきます。

取組方向

- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら、政策・方針決定への女性の参画を一層進めるとともに、市町や企業・団体等にも働きかけを行います。また、県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開を図ることができるよう全庁的に取り組みます。
- 三重県男女共同参画センターによる学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じ、男女共同参画意識の一層の普及を進めるとともに、市町と協働し、男女共同参画の取組が進むよう支援します。
- 企業等における女性の職域拡大や活躍できる環境整備が進むよう働きかけや支援を行います。また、地域活動における女性の参画が進むよう市町等と連携し、地域での取組への働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性暴力・性犯罪を含めたDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

平成31年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、女性が活躍できる環境づくりが進められています。

| 県民指標 | | | |
|--|--|--------|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の策定数 | | | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における事業主行動計画を策定している企業や団体の数 (概ね101人以上の企業等を対象) |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 21201 政策・方針決定過程への女性の参画 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりを進めるため、県および市町の審議会等における女性委員の占める割合の増加に取り組みます。 | 県・市町の審議会等における女性委員の割合 | | |
| | 【目標項目の説明】 地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合 | | |
| 21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 三重県男女共同参画センターが行うさまざまな講座やフォーラム、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。 | 男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数 | | |
| | 【目標項目の説明】 三重県男女共同参画センターが開催する講座やセミナー等における新規参加者の数 | | |
| 21203 あらゆる分野における女性活躍の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 女性が、職場、地域等のさまざまな分野において能力を発揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍を推進します。 | 女性の大活躍推進三重県会議における「取組宣言」を行った企業・団体の数 (累計) | | |
| | 【目標項目の説明】 女性の管理職比率や女性の職域拡大、女性活躍につながる職場づくり等についての目標を自主的に宣言し取組を進めている企業や団体の数 (概ね100人以下の企業等を対象) | | |
| 21204 性別に基づく暴力等への取組 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) DVや性暴力・性犯罪を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | | |
| | 【目標項目の説明】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数 | | |

注) 1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あたたかから身体に対する暴力等をいう。

施策213 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、41,251人（平成26(2014)年末）と県人口の約2.22%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民等は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。
- 県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。また、日本語の理解度や経済的理由等から、外国人住民等の間にもさまざまな格差が生じています。
- 県内の市町においては、外国人住民数や外国人住民の在留資格の違いなどにより、取組に差があります。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。
- 日本再興戦略では、「外国人材の活用」として、高度外国人材の受入れ促進のための取組強化などに取り組むこととしており、今後は、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本（三重県）で生活することが見込まれます。

新しい豊かさ・協創の視点

地域社会における人口減少が懸念されるなか、外国人住民等が地域社会の担い手となることが期待されます。外国人住民等に多様な情報を発信することや、日本人住民と外国人住民相互の理解を促進する機会を提供することで、高い目標に向けてチャレンジする環境づくりを進めます。

また、外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう外国人住民等の生活支援に引き続き取り組みます。

取組方向

- 外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができるよう、必要な情報を提供します。また、日本人住民と外国人住民を対象に、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、外国人住民等の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた支援に引き続き取り組みます。
- 市町の先進的な事例を他の市町へ展開するなど、市町との連携強化に取り組んでいきます。
- 外国人児童生徒がどの地域、どの学校に通っても、学力を高め、社会的に自立ができるよう、学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

| 県民指標 | | | |
|--|---|--|---|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 多文化共生の社会になると感じる県民の割合 | | | 県民意識調査により、多文化共生の社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 (主担当：環境生活部多文化共生課) | 多文化共生にかかる啓発を進めるほか、外国人住民等が地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組みます。 また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組みます。 | 多文化共生にかかるセミナー、研修会等参加者の満足度 | 【目標項目の説明】 多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等への参加者に対してのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」「今後の活動に生かせる」等、肯定的な回答の割合 |
| 21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (主担当：教育委員会小中学校教育課) | 外国人児童生徒に対する教育の充実を図るために、受入体制の整備の支援を行うほか、日本語指導、適応指導の充実等を図ります。また、就学の案内・相談や進路選択の取組の支援に取り組みます。 | 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合 | 【目標項目の説明】 日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒全員のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合 |

施策228 文化と生涯学習の振興

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんがあなたが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、県民の皆さんがあなたが文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。
- 特色ある歴史的風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財を適切に保存し、地域に対する愛着や誇りを育めるよう、人づくりや地域づくりに活用していく必要があります。
- ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。
- 生涯学習の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産の磨き上げとともに、復元建物を中心とした「さいくう平安の杜」や総合博物館（Mie Mu）等をとおした国内外への情報発信により、三重の知名度を向上させ、幅広い交流を進めることにより、文化活動を通じて、平成28（2016）年の伊勢志摩サミットや平成33（2021）年の国民体育大会等への多くの県民の参加を促進します。

また、県民の皆さんがあなたらしい生き方を選択できる環境を整備するため、ライフステージに応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

- 県立文化施設の拠点機能や連携を強化し、「三重県ゆかりの偉人の顕彰」など多様で魅力的な展示・公演を開催するとともに、これを支える専門人材の育成、顕彰制度の運用や発表の場づくり等により、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。特に、次代の文化の担い手や鑑賞者を育み、心豊かな子どもを育成するため、子どもたちが本物の文化にふれ、豊かな感性等を育む機会を充実します。
- 県民の皆さんがあなたの文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づくりを進めるとともに、歴史的・文化的資産等を生かした人づくりや地域づくりを促進します。
- 県立生涯学習施設がコーディネートや調査研究などの機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等との連携を強化し、県民の皆さんのが多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、さまざまな主体の交流や情報発信の充実を図るとともに、学習成果の活用の場や機会の創出に取り組みます。
- 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、情報共有や人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進します。

平成31年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさやいきがいを実感している県民が増加するとともに、みえの文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

| 県民指標 | | | |
|---|---|---|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 | | | 県立文化・生涯学習施設が実施した企画展、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について4段階評価（満足、やや満足、やや不満、不満）で「満足・やや満足」と回答した人の割合 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) | 多様で魅力的な展示・公演や調査研究の実施などにより、文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどによりさまざまな主体の文化活動を促進していきます。 | 目標項目 | 現状値 |
| 22802 文化財の保存・継承・活用 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) | 歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって保存・継承・活用するための取組を推進します。 | 県立文化施設の利用者数 | |
| 22803 学びとその成果を生かす場の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) | 県立生涯学習施設の機能の充実等を図り、多様なニーズをふまえた一層魅力的な講座やセミナー等を開催するとともに、生涯学習に取り組むさまざまな主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組みます。 | 文化財情報アクセス件数 | |
| 22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) | 地域において社会教育の推進に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備のための検討を行う場を提供します。 | みえ生涯学習ネットワーク登録会員数 | |
| | | 地域の教育関係者のネットワークへの参画者数 | |
| | | 【目標項目の説明】 県立の図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数 | |
| | | 【目標項目の説明】 三重県が管理運営する、文化財に関するWEBサイトの年間アクセス数 | |
| | | 【目標項目の説明】 さまざまな主体が、自らの活動成果の発表や情報発信を目的に加入している生涯学習センターのみえ生涯学習ネットワーク登録会員数 | |
| | | 【目標項目の説明】 地域において子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者によって構築するネットワーク（集まり・つながり）への参画者数 | |

施策 255 協創のネットワークづくり

県民の皆さんとめざす姿

地域づくりに取り組みたいと思う県民の皆さんがある程度の能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

また、県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を開拓し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

現状と課題

- NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPO法人に関する情報については、その充実度に満足していない人が約3割いるとともに、そもそも情報を入手していない人が約半数に達しているという状況であり、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。
- 「協創」については、第一次行動計画の「新しい豊かさ協創プロジェクト」において、仕組みづくりに取り組んできましたが、人口減少が進む中で、地域における「協創」の担い手として、NPOや地域づくり団体をはじめ、学生、シニアなどさまざまな主体が参画できる環境整備が必要となっています。

新しい豊かさ・協創の視点

行政による公共サービス提供の限界と地縁的なつながりの希薄化が指摘される中で、NPOや学生などがさまざまな人とのつながり・ネットワークを形成して、安心感のある暮らしができる地域づくりに取り組みます。

また、様々な課題を抱える人たちに寄り添い、地域活動団体等と主体的に関わる中で、地域の多様な資源を活用しながら、地域の魅力向上に向け、機動的・多面的に地域の課題解決に取り組みます。

取組方向

- 県民の皆さんが社会参画に対する意識を高めるとともに、NPOに対する理解を深め、さまざまな手段で参画できる仕組み（寄附、ボランティア、NPO活動の情報発信等）を整備します。また、NPOの中間支援機能を強化し、NPOがより活発に活動を開拓できる環境整備を図ります。
- 次世代の「協創」の担い手として期待される学生が、主体的にNPO・ボランティアの活動や、地域課題の解決に向けた取組に参画できるよう、地域のさまざまな主体とのネットワークづくりの支援や環境整備に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。
また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

| 県民指標 | | | |
|---|---------------------------------------|--------|---|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 地域活動等を行っている県民の割合 | | | 県民意識調査により、地域の活動を「している」「どちらかといえばしている」と回答した人の割合 |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 25501 県民の社会参画の促進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) NPO法人認証事務を的確に行うとともに、NPO活動について県民の理解を深め参加につなげるため、みえ県民交流センター指定管理者と連携・協働をさらに強化し、情報発信とNPO法人の運営基盤強化に取り組みます。 | NPO法人に対する寄附金総額 | | |
| 【目標項目の説明】 NPO法人から毎年提出される事業報告書に記載されている寄附金総額 | | | |
| 25502 学生の地域活動への参画促進 (主担当：戦略企画部企画課) 学生が、「みえ学生地域活動支援センター（仮称）」を通じて、主体的に地域の活動団体等と関わる機会を創出し、地域における課題を解決する取組を支援します。 | 「みえ学生地域活動支援センター（仮称）」を利用して地域活動に取り組んだ件数 | | |
| 【目標項目の説明】 学生が「みえ学生地域活動支援センター（仮称）」を利用して地域活動に取り組んだ事例数 | | | |

施策 111 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相をみせる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」の取組が一体となった取組を進めが必要ですが、東日本大震災の発生から4年が経過し、県民の皆さんのが防災に関する危機意識が低下していく傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下していくなかで、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためにには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材がより地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、自主防災組織や消防団の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会づくりに向け、県民の皆さんのが防災意識を向上させるための取組を進めるとともに、防災活動を通じて家族の絆や地域とのつながりを感じることにより、支え合って暮らすことのできる災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う自主防災組織と消防団が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、防災タウンウォッチングなどの体験型防災学習の実施の支援、教職員の防災に関する研修など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、すみやかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

| 県民指標 | | | |
|--|-----------------------------|--------|---|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| 率先して防災活動に参加する県民の割合 | | | 過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査） |
| 主な取組内容 (基本事業) | | 県の活動指標 | |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、自主防災組織と消防団の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、みえ防災・減災センターと連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。 | 「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 | | 【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等において様々な防災・減災活動を支援した件数 |
| 11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。 | 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | | 【目標項目の説明】 PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合 |
| 11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 災害ボランティア活動に関わるさまざまな主体をネットワーク化し、研究や訓練を通じて、災害時にNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための環境を整備します。 | みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体・協力団体数 | | 【目標項目の説明】 災害時におけるボランティア支援の中心となる「みえ災害ボランティア支援センター」を構成する幹事団体及び協力団体数 |

施策 226 地域に開かれ信頼される学校づくり

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

現状と課題

- 子どもたちの豊かな育ちを支えるため、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部などに取り組み、「地域とともにある学校」となることを目指す必要があります。
- グローバル化の進展など社会の変化やニーズを踏まえて、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。また、少子化の進行による子どもたちの減少や、学校の地域に果たす役割などについて総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員は専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。
- 今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な人材育成を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

地域や保護者等が学校運営に積極的に参画し、学校を支援する体制づくりが進むことで、子どもたちが郷土を誇りに感じるとともに夢や希望を持って学んでいます。

各学校の教育目標に応じて、専門的な知識や技能を有する外部人材を積極的に活用します。

取組方向

- 開かれた学校づくりサポーターを学校に派遣すること等を通じて、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小・中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等を踏まえ、検討を進めます。
- 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう取り組みます。

平成31年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。

また、様々な研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。

| 県民指標 | | | |
|---|--|-----|--|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
| コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合 | | | 「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した市町の割合（三重県教育委員会調べ） |
| 主な取組内容 (基本事業) | | | 県の活動指標 |
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | |
| 22601 開かれた学校づくり (主担当：教育委員会小中学校教育課) コミュニティ・スクールなどの導入を図るとともに、三重県型「学校マネジメントシステム」(仮称)による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。 | コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合 【目標項目の説明】 「コミュニティ・スクールの取組を推進している」と回答した小中学校の割合（三重県教育委員会調べ） | | |
| 22602 学校の特色化・魅力化 (主担当：教育委員会高校教育課) 幼稚園および保育所等と小学校が連携した取組の充実、小中一貫教育の市町支援、中高一貫教育の検討、高大連携などに取り組むとともに、学校や地域の特色を生かした特色化・魅力化を進めます。 | 中学3年生が体験入学で県立高等学校に魅力を感じた割合 【目標項目の説明】 高校生活入門講座に参加した中学生に行うアンケート調査において、県立高等学校に魅力を感じたと回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ） | | |
| 22603 教職員の資質向上 (主担当：教育委員会研修企画・支援課) 教職員の授業力向上に向けた研修を実施し、実践的な指導力を高める取組を進めます。 | 校内外の研修や研究会の成果を教育活動に反映している学校の割合 【目標項目の説明】 研修や研究会の成果を授業や実践的な取組に「よく反映している」「どちらかといえば反映している」と回答した小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ） | | |
| 22604 私学教育の振興 (主担当：環境生活部私学課) 私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、特色のある学校づくり及び健全な学校運営を支援します。 | 私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数 【目標項目の説明】 私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数（環境生活部私学課調べ） | | |